

再エネ導入拡大に向けた事業環境整備について

2021年6月15日

資源エネルギー庁

需要家の遠隔地等からの再エネ電気の直接調達について

- 第31回の本小委員会において、現行の電気事業法において密接関係性がないとして許容されない**オフサイト型PPAによる他社融通スキームを可能とする方向性を確認**。

第31回電力・ガス基本政策小委員会
(2021.3.10)
資料4 (抜粋)

① オンサイト型PPA

自家発自家消費
(非規制)



サイト内で発電した電気を需要家が自家消費

② オフサイト型PPA (社内融通)

自家発自家消費
(非規制)



サイト外の自社工場からの自己託送と小売事業者の部分供給

③ オフサイト型PPA (グループ内融通)

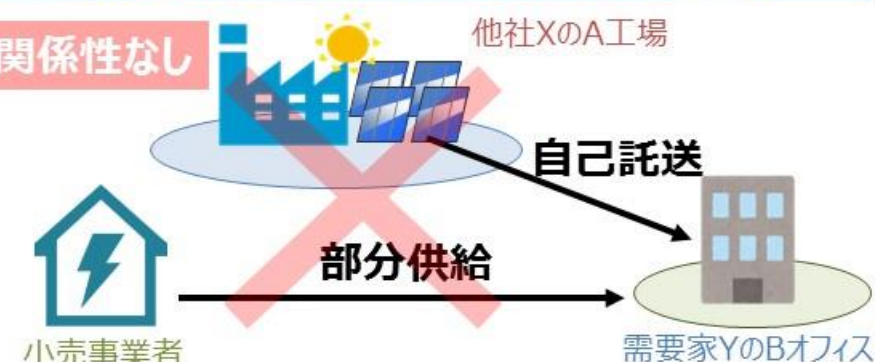
密接関係性あり



サイト外のグループ会社工場からの自己託送と小売事業者の部分供給

④ オフサイト型PPA (他社(グループ外)融通)

密接関係性なし



サイト外のお社工場からの自己託送と小売事業者の部分供給 2

需要家の遠隔地等からの再エネ電気の直接調達について（課題への対応）

第31回電力・ガス基本政策小委員会
(2021.3.10)
資料4（抜粋）

<課題>

【課題①】 公平性の確保

- 自己託送スキームによる供給は、現行の再エネ特措法上、再エネ賦課金の支払いの対象外となる。このため、消費者など、このスキームを活用しない需要家の負担が高まるなど、公平性の確保の観点からの課題がある。

【課題②】 公正競争の確保

- メガソーラー等による通常の再エネの小売供給と同様のビジネスモデルであるにもかかわらず、再エネ賦課金の対象から外れることを目的として、このスキームを活用することは、公正競争の観点からの課題がある。

【課題③】 需要家保護の確保

- オフサイト型PPAによる他社融通スキームでは、需要家と再エネ発電事業者との間に契約行為が発生することから、需要家保護の観点からの課題がある。

<検討の方向性>

- カーボンニュートラル社会に向け、FIT/FIP制度に依存しない脱炭素電源の導入を促し、公平性・公正性・需要家保護を確保するため、**自己託送制度**に関し、以下の要件をいづれも満たすものについて、電事法第2条第1項第5号に規定する「密接な関係性を有する」と新たに整理することにより、いわゆる「**オフサイト型PPA**」を可能とする方向性としてはどうか。
- ① FIT又はFIP制度の適用を受けない電源による電気の取引であること
- ② 需要家の要請により、当該需要家の需要に応ずるための専用電源として新設する脱炭素電源による電気の取引であること
- ③ 組合の定款等により電気料金の決定方法が明らかになっているなど、需要家の利益を阻害するおそれがないことと認められる組合型の電気の取引であること
- ④ 次頁の更なる検討課題の検討に応じて必要な要件（更に要検討。次頁参照。）

<課題>

【課題④】 事業規律の確保

- FIT/FIP制度の下では、柵塀等の設置や標識の提示、地域住民との適切なコミュニケーション努力、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保などが求められている。
- 新たな自己託送スキームの導入に当たり、こうした課題も含め、事業の適切性をどのように担保していくか。

【課題⑤】 小規模電源の全体像の把握

- FIT/FIP制度の導入により、既に小規模分散型電源が拡大してきているところ。
- 今後はFIT/FIP制度に依存しない小規模分散型電源の増加が見込まれるところ、こうした電源設置者は極めて多様な者となっていくことにも鑑みつつ、保安、セキュリティ、安定供給の確保、更には再生可能エネルギーの導入実態の把握の観点から、日本の電源構成の全体像や実態をどのように把握していくか。

本日御議論いただきたい事項

事業規律の確保について（課題④）

- FIT制度の規律の中には、本来、FIT電源である/ないにかかわらず、担保が重要な事項があると考えられるため、以下のとおり対応していくこととしてはどうか。

保安規律について

- 万一、事故が発生すれば、公衆への被害等を及ぼすおそれがあるため、適切な保安の確保が必要。この点、産業保安基本制度小委員会等において、再エネ発電設備の保安に係る今後の制度的在り方について議論がなされているところ、そうした議論の動向も踏まえ、**オフサイトPPAに係る電源についても、こうした保安規律の遵守が必要。**
- このため、オフサイトPPAの運用に当たっても、その実効性を高める観点から、**ガイドラインにおいて、保安規制を改めて遵守するよう確認的な記載**を行うこととしてはどうか。

事業規律について

- 電事法上義務付けられている事項のほか、FIT制度で求めている**柵塀等の設置※、標識の提示、地域住民との適切なコミュニケーション努力**や、**発電設備の廃棄等費用の確保**については、いずれも重要と考えられる。
- 一方、オフサイト型PPAの仕組みは、
 - ・ FIT/FIP制度のように再エネ発電事業の事業性を勘案した固定価格買取やプレミアム交付が担保されている訳ではないことを踏まえれば、特に金銭面での過度な規制はこの仕組みの活用の妨げとなり得る。
 - ・ また、RE100を目指す企業など、需要家側の要請により、当該需要家のための専用電源として新設する脱炭素電源による取引を要件とすることを前提とすれば、一定のレピュテーションインセンティブが働くと考えられる。
- これらを踏まえ、オフサイト型PPAの仕組みにおいては、**柵塀等の設置※、標識の提示、地域住民との適切なコミュニケーション努力**や、**発電設備の適切な廃棄等費用の確保**を、**ガイドラインにおいて、望ましい行為**として位置付けることとしてはどうか。 ※柵塀等の設置等による立入防止措置については、FIT電源に関わらず、所定の要件下において保安規制で義務付けられている。
- なお、今後、今回の仕組みの導入の有無にかかわらず、非FITの小規模電源の導入拡大が想定される。このため、小規模電源を含む発電設備設置者に対する事業規律の在り方について、今後の課題として検討していくこととしてはどうか。

小規模電源全体像の把握について（課題⑤）

- オフサイト型PPAの仕組みの導入に関わらず、卒FIT電源等が増加する見込みであることや、地域で温暖化対策を目指す動きも活発化してくることを見据え、以下の方向で対応することとしてはどうか。
- 今後、FIT制度の対象外の小規模分散型電源の増加が見込まれる。
- また、地方公共団体からは、温暖化対策に取り組むに当たり、市町村別等の電力需要等のデータ提供の要望が数多く寄せられている。
- 上記のデータ・情報については、小売電気事業者や発電事業者自身に対し求めることが考えられるが、事業者数などを踏まえると現実的ではない。
- このため、小規模電源を含む日本の電源構成の全体像や、地方自治体毎の電力需要などのデータを定期的に把握できるよう、電気事業法に基づく定期報告の対象として、系統の維持・運用や託送供給業務を担う一般送配電事業者に報告を求めることとしてはどうか。
- また、これらの対応のためには、一定のシステム改修が必要になると考えられるが、これらの全体像の把握は、安定かつ持続可能な電力システムの運営のために必要と考えられるため、報告業務全体のデジタル化の推進と併せ、送配電等業務の一環として位置付けることとしてはどうか。
- 他方、システム改修のためには一定のリードタイムが必要と考えられるため、詳細な報告内容や実施時期については、実務的に検討を行うこととする。

需要家の遠隔地等からの再エネ電気の直接調達について（まとめ）

- 以上を踏まえ、速やかに関係規定の整備を進めることとしてはどうか。

＜検討の方向性＞

- カーボンニュートラル社会に向け、FIT/FIP制度に依存しない脱炭素電源の導入を促し、公平性・公正性・需要家保護を確保するため、**自己託送制度**に関し、以下の要件をいずれも満たすものについて、電事法第2条第1項第5号に規定する「密接な関係性を有する」ことと新たに整理することにより、いわゆる「**オフサイト型PPA**」を可能とする方向性としてはどうか。

- ① FIT又はFIP制度の適用を受けない電源による電気の取引であること
- ② 需要家の要請により、当該需要家の需要に応ずるための専用電源として新設する脱炭素電源による電気の取引であること
- ③ 組合の定款等により電気料金の決定方法が明らかになっているなど、需要家の利益を阻害するおそれがないことがないと認められる組合型の電気の取引であること

「密接な関係性」の要件とする
（省令改正）

＜課題＞

【課題④】 事業規律の確保

- FIT/FIP制度の下では、柵塀等の設置や標識の提示、地域住民との適切なコミュニケーション努力、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保などが求められている。
- 新たな自己託送スキームの導入に当たり、こうした課題も含め、事業の適切性をどのように担保していくか。

ガイドラインに位置付け

【課題⑤】 小規模電源の全体像の把握

- FIT/FIP制度の導入により、既に小規模分散型電源が拡大してきているところ。
- 今後はFIT/FIP制度に依存しない小規模分散型電源の増加が見込まれるところ、こうした電源設置者は極めて多様な者となっていくことにも鑑みつつ、保安、セキュリティ、安定供給の確保、更には再生可能エネルギーの導入実態の把握の観点から、日本の電源構成の全体像や実態をどのように把握していくか。

電気事業報告規則の改正（省令改正）

※詳細や実施時期等について実務的に検討

(参考) 地方公共団体等からの要望について

●ゼロカーボン社会の構築に係る提言（令和２年９月２３日 全国知事会）（抜粋）

８ 温室効果ガス排出量算定等に必要なデータの開示

- （１）地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定等に用いるため、電力及びガスの自由化に伴い把握が困難になった小売事業者ごとの都道府県別や市町村別の供給実績等、情報の公表について法的に義務付けするなど、国の主導により地方公共団体へ速やかに開示する仕組みを作ること。

●令和３年度国の施策・予算に対する要望（令和２年１１月 さいたま市）（抜粋）

- ３ 地域の特性に応じた効果的な温暖化対策及びエネルギー政策の更なる推進に向けて、自治体が地域のエネルギーの使用実態を把握することが出来るよう、制度の法制化を図ること

(参考) 関係条文等

◆電気事業法（昭和39年法律第170号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 接続供給 次に掲げるものをいう。

イ （略）

ロ 電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物（以下このロにおいて「非電気事業用電気工作物」という。）を維持し、及び運用する他の者から当該非電気事業用電気工作物（当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を含む。）の発電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給すること（当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるものに限る。）。

六～十八 （略）

2～4 （略）

◆電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）

（密接な関係）

第二条 法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物

二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物

第三条 法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要は、一の需要場所ごとに次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の需要

二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者の需要

◆自己託送に係る指針（平成26年4月1日 資源エネルギー庁）

○電気事業法施行規則第3条の2及び第3条の3における「密接な関係」の詳細

（1）生産工程において、原材料、製品等の受渡しがあつて、それを第三者との受渡しに代替することが困難であること。

（2）会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下この（2）において単に「子会社」という。）と同条第4号に規定する親会社（以下この（2）において単に「親会社」という。）の関係、親会社の子会社と当該親会社の子会社の関係その他これらに準ずる関係があると判断されること。

（3）人的関係として、一方の者から他方の者に対して過半数の役員の派遣がなされていること。

（4）上記（1）から（3）までに照らして生産工程、資本関係、人的関係それぞれ単独では密接な関係としては不十分であっても、複数を合わせて見ることによって密接な関係があると判断されること。

（5）一方の者から他方の者に対して、当該他方の者が行う事業に必要かつ当該一方の者以外の第三者への代替が困難な原材料、製品、役務等の提供が長期にわたり継続的に行われていることにより、当該一方の者と当該他方の者の間において社会通念上一つの企業とみなし得る関係が存在すると判断されること。